

仕 様 書

1. 件 名 官用自動車法定 12 ヶ月定期点検整備（秋田地方気象台 エクストレイル）

2. 作業目的

道路運送車両法に基づき、秋田地方気象台が使用する官用自動車の法定 12 ヶ月点検整備を実施し、自動車運転業務の安全性を確保する。

3. 対象車輛

自動車登録番号 : 秋 田 301 セ 5880
初度登録年月日 : 令 和 03 年 10 月 27 日
車検有効期限 : 令 和 08 年 10 月 26 日
車 名・型 式 : ニ ッ サ ン 5AA-HNT32
走 行 距 離 : 49,119 Km (令和7年7月30日現在)
保 管 場 所 等 : 秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎
秋田地方気象台 要配慮者対策係長 Tel: 018-824-0376

4. 履行期限 令和 7 年 10 月 10 日 (金)

5. 作業内容

作業については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準拠すること。

(1) 自動車点検基準に定められた基本項目・走行距離項目の点検

(2) 部品の交換等

- ・クリーンフィルター交換
- ・エンジンオイル交換
- ・オイルエレメント交換
- ・ウインドウウォッシャ液補充

6. 監 督

発注者が任命する監督職員により、本仕様書等の内容に適合するか否かについて、監督を行う。

7. 検 査

発注者は、給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。

8. そ の 他

- (1) 点検の結果異常が認められ、別途作業の必要が生じた場合は担当官との協議による。
- (2) 点検内容、整備結果が表記された書面（様式は任意）を提出すること。
- (3) 本作業の仕様内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、その指示に従うこと。
- (4) 対象車両の引渡し後から納車までは、受注者の責任の下、車両を管理し、車両に損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状回復すること。